

「第二次福井県ひとり親家庭自立支援計画（仮称）」の

策定に関する県民パブリックコメントの意見募集の結果

平成20年3月13日
福井県健康福祉部
子ども家庭課

今回、「第二次福井県ひとり親家庭自立支援計画（仮称）」の策定について、県民の皆様からの御意見を募集したところ、次のような御意見をいただきました。

御意見をお寄せくださいました皆様にお礼申し上げます。

なお、公表に当たり、取りまとめの都合上、案件ごとに適宜集約させていただきました。

今後とも、いただいた御意見を参考にしながら、「第二次福井県ひとり親家庭自立支援計画（仮称）」の策定を進めていきたいと考えております。

1 募集期間 平成20年2月5日（火）～ 2月25日（月）

2 意見数（意見提出者数）9件（6名）

3 提出された御意見の概要および御意見に対する県の考え方
別紙のとおり

4 問い合わせ

福井県健康福祉部子ども家庭課家庭福祉グループ

電話番号 0776-20-0343

FAX 0776-20-0640

e-mail kodomo@pref.fukui.lg.jp

施策の体系

1 相談・情報提供体制の充実 なし

2 就業支援の推進について

	意見の概要	意見に対する考え方
1	(母子家庭の母だけでなく) 母子家庭の子どもたちに対しても、就職に備えて資格取得の講習会および資金の支援をしてほしい。(同趣旨意見あり)	<p>就業のための講習会については、子どもの場合、希望職種も幅広く、また、新卒での就職というケースが多いため、ひとり親家庭の子どもたちを対象にした限定的な講習会の開催よりも、産業労働部で運営している若者就業支援センター(ジョブカフェ)などのセミナーや相談の方が就業に効果的で、参加しやすいと考えています。</p> <p>就職に備えた資金の支援については、母子寡婦福祉貸付金制度で、母子家庭の子どもたちを対象に修業資金や就職支度資金(いずれも無利子)を設けていますので、さらに、このような貸付制度の普及啓発に努めます。</p>
2	高等技能教育訓練促進費制度は、50歳を過ぎた者や子どもの教育費が必要な者にはとても無理である。	<p>今回、新年度予算で母子家庭の母を対象に、修学資金の貸付を行い看護師や介護福祉士などの資格を取得し、それを活かして就職した場合に、母子寡婦福祉資金(無利子、限度額 141,000 円/月)の貸付額の1/2の額の給付を行う「母子家庭看護師等就労応援事業給付金」の創設を考えています。</p> <p>また、就職に際しての年齢や適性などの相談については、母子家庭等就業自立支援センター(福井県母子寡婦福祉連合会に委託)に就業相談員や母子自立支援プログラム策定員を配置していますので、御利用ください。</p>

3	<p>講座情報の提供として、福井ライフアカデミーの講座等関係機関との連携…とあるが、嶺南からユー・アイ福井に通うことはできない。</p> <p>また、パソコン講座以外は就職に結びつく講座とは思えない。</p>	<p>福井ライフ・アカデミーの講座は、広く県民の職業能力の向上のために開講されており、ユー・アイふくだけでなく、県内各地域の生涯学習センターでも実施されています。また、福井ライフアカデミーのほか、多くの施設で講座が開講されており、より身近なところで講座が受けられるよう、広く情報として提供していきます。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内大学等の公開講座 ・ 産業技術専門学院（福井・敦賀）の講座 ・ ポリテクセンター（越前・小浜）の講座など <p>さらに、母子家庭の母を対象としたパソコン講習を嶺南地区で新たに実施していきたいと考えています。</p>
4	<p>高齢者福祉関係の仕事が必要とされているので、就業できる講座をひとつでも多く受講できるよう支援してほしい。</p>	<p>母子家庭の母を対象に、訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修（2級課程）を嶺北、嶺南の両会場で実施しています。</p> <p>また、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等の国家資格の取得を目指す方のために、今回新たに「母子家庭看護師等就労応援事業給付金」の創設を考えています。</p> <p>このほか、訪問介護員（ホームヘルパー）から介護福祉士やケア・マネジャーへのステップアップを目指す方が、受験のための講座等を受講する場合には、「自立支援教育訓練給付金制度」等により、受講経費を助成しています。</p>

4 子育て支援の推進

	意見の概要	意見に対する考え方												
5	<p>私立幼稚園で統一して同時在園児の保育料減免制度を実施してほしい。</p> <p>幼稚園就園奨励費制度だけでは、負担感が軽減しない。</p>	<p>県では、私立幼稚園に同一の世帯から2人以上の園児が在籍し、その2人目以降の保育料を1/3以上減免している場合に、減免した保育料の一部を補助しています。</p> <p>当制度を活用し、同時在園児の保育料軽減が行われるよう、未実施の私立幼稚園に対して要請してまいります。</p> <p>なお、市町が行っている幼稚園就園奨励費制度については、文部科学省においても平成20年度以降、支給額を引き上げるとともに、対象となる園児を幼稚園から小学校3年生に兄・姉を有する園児にまで拡大することとなっています。</p> <p>(参考)</p> <p>同時在園児保育料軽減事業実施状況</p> <table border="1" data-bbox="852 1151 1362 1303"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施園</td> <td>13園</td> <td>14園</td> <td>13園</td> <td>16園</td> <td>18園</td> </tr> </tbody> </table>	年度	15	16	17	18	19	実施園	13園	14園	13園	16園	18園
年度	15	16	17	18	19									
実施園	13園	14園	13園	16園	18園									

5 生活支援の推進 なし

6 その他 なし